

広島県教育委員会教育長訓令第4号

県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>2 (委任事務) 第一条 (略)</p>		<p>2 (委任事務) 第一条 (略)</p>	
<p>県立学校名 (略)</p>	<p>事務 (略)</p>	<p>県立学校名 (略)</p>	<p>事務 (略)</p>
<p>広島県立広高等学校、 広島県立呉宮原高等学 校、広島県立音戸高等 学校、広島県立大柿高 等学校、広島県立賀茂 高等学校、広島県立賀 茂北高等学校、広島県 立黒瀬高等学校、広島 県立河内高等学校、広 島県立豊田高等学校、 広島県立呉工業高等学 校、広島県立西条農業 高等学校、広島県立呉 商業高等学校、広島県 立広島高等学校、広島 県立西条特別支援学校、 広島県立呉特別支援学 校、広島県立黒瀬特別 支援学校及び広島県立 呉南特別支援学校</p>	<p>(略)</p>	<p>広島県立広高等学校、 広島県立呉宮原高等学 校、広島県立音戸高等 学校、広島県立大柿高 等学校、広島県立賀茂 高等学校、広島県立賀 茂北高等学校、広島県 立黒瀬高等学校、広島 県立河内高等学校、広 島県立豊田高等学校、 広島県立呉昭和高等学 校、広島県立呉工業高 等学校、広島県立西条 農業高等学校、広島県 立呉商業高等学校、広 島県立広島高等学校、 広島県立西条特別支援 学校、広島県立呉特別 支援学校、広島県立黒 瀬特別支援学校及び広 島県立呉南特別支援学 校</p>	<p>(略)</p>
<p>所掌県立学校 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>所掌県立学校 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>広島県立海田高等学校、 広島県立可部高等学校、 広島県立加計高等学校、 広島県立千代田高等学 校、広島県立安古市高 等学校、広島県立高陽 高等学校、広島県立熊 野高等学校、広島県立</p>	<p>(略)</p>	<p>広島県立海田高等学校、 広島県立可部高等学校、 広島県立加計高等学校、 広島県立千代田高等学 校、広島県立安芸高等 学校、広島県立安古市 高等学校、広島県立高 陽高等学校、広島県立</p>	<p>(略)</p>

(略)	安西高等学校、広島県立安芸府中高等学校、広島県立高陽東高等学校、広島県立安芸南高等学校、広島県立広島中央特別支援学校、広島県立広島特別支援学校及び広島県立広島北特別支援学校
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	熊野高等学校、広島県立安西高等学校、広島県立安芸府中高等学校、広島県立高陽東高等学校、広島県立安芸南高等学校、広島県立広島中央特別支援学校、広島県立広島特別支援学校及び広島県立広島北特別支援学校
(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和六年四月一日から施行する。